

新潟市海辺の森指定管理者募集要項等に関する質問に対する回答（項番 2 から項番 22）

項番	質問項目	質問内容	回答
2	2.【業務仕様書】 拡大図① 「わんぱくの森」 拡大図② 「さえずりの森」 拡大図③ 「四季の森」 拡大図④ 「キャンプ場」 拡大図⑤ 「躍動の森」 拡大図⑥ 「ハマナス園」	開園当時のわんぱくの森からハマナス園に至る遊歩道沿線及び広場内に植栽された造園修景樹（ハマナス・アベリア・シャリンバイ・トベラ・アジサイ・サルスベリ・ムクゲ等）について、当時の植栽設計図・配置図及・植栽数量がわかる資料を提供いただくことは可能でしょうか。	参考図面を、メールで提供します。 ※提供する図面は、計画図等のため、開園当時の状況と一致していることを確認できていません。あくまで参考資料として取り扱う旨、ご配慮願います。 ・送信先 現地説明会参加団体の「担当者」 ・件 名 海辺の森当初植栽図面一覧
3	募集要項2P 5- (5) -②	収支計画を超えた場合に、その一部を市に納入いただく場合があるとありますが、何%を想定しておりますでしょうか？	現在、具体的な金額、割合などは想定しておりません。
4	募集要項3P 8	提出書類についての押印ですが、印と記載がある部分、様式以外は押印不要と考えてよいのでしょうか？	「印」のない書類は押印不要です。
5	募集要項 4P 8-⑪	提出する登記事項証明書は、現在事項全部証明書と履歴事項全部証明書のいずれを提出すればよいのでしょうか。	現在事項全部証明書で構いません。
6	募集要項9P 14	損害賠償責任保険に求める補償額をご教示願います。	指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、指定管理者が加入する保険金額は指定管理者が決めるべきものであり、当市として金額を示すことはいたしません。

7	募集要項10P 20	敷地内駐車場を利用する場合、1台当たり年間いくらの使用料が発生するかご教示願います。	令和8年度行政財産使用許可使用料は、1台あたり、年額24,000円です。
8	資料1	仕様にはキャンプ場の供用期間は10月31日までとありますが、資料1には11月～3月までの利用実績があります。 これは、現指定管理者が使用料を新潟市にお支払いして自主事業として冬季キャンプ営業等を行ったのでしょうか？	指定管理者が臨時開館の申し出を行い、①業務仕様書に規定された業務を実施するケースと、②自主事業として行うケースがあります。指定管理業務であれば、その経費内での対応を、自主事業については、必要に応じて、行政財産使用料をお支払いいただくこととなります。
9	資料2（業務仕様書）1P 2-（4）-②	「リニューアル事業中のため施設の増減がある。増減する施設の管理は、市と指定管理者の協議により決定する。」とありますが、このリニューアル事業の全容（具体的な計画内容、増減する施設の種類・規模・配置、進捗状況、完了予定時期など）をご教示ください。また、リニューアル後の施設の管理について、市と指定管理者との協議はいつ頃、どのような進め方で決定される予定でしょうか。	令和7年3月策定のリニューアル事業基本計画の概要を、別添え資料として提供します。進捗状況等は、8月27日開催、現地説明会時配付資料内「2 次期期間選定のポイント」に記載のとおりです。 リニューアル後の施設の管理について、協議開始の時期、決定までの進め方を含め、現時点で未定です。
10	資料2（業務仕様書）2P 4-（1）	供用期間外のスタッフの雇用について現管理者がどのように契約しているかご教示願います。 また、供用期間外の人件費について、新潟市様は積算されているかご教示願います。	供用期間外について、継続勤務を希望する非正規雇用の方を配置していると聞いています。 当市としては、これまでの経費の状況などを勘案して積算しています。
11	資料2（業務仕様書）2P 4 および 4P 5-1（7）	第2展望塔便所は通年供用とありますが、通年で開錠施設業務を行う必要があるのでしょうか。また、「遊歩道、駐車場等の施設は、市で除雪は行わない」との記載がありますが、通年供用される第2展望塔便所への利用者のアクセスを確保するための除雪は、指定管理者の業務範囲に含まれるのでしょうか。また、その場合の費用負担はどのようになるのでしょうか。	第2展望塔便所に関しては、日夜問わず利用が見込まれる施設で、特別な事態が生じない限り、日々の業務で、開錠施設の必要はありません。 便所利用者のための除雪は、指定管理者の業務範囲とします。ただし、冬期間の利用者は少ないと見込まれますので、必要の有無を含め指定管理者の判断に委ねます。除雪作業等の費用につきましては、指定管理経費に含みます。

1 2	資料2（業務仕様書）2P 5-1(1) および 4P 5-1(5)	「市は、指定期間の途中であっても、条例及び規則を改正し、キャンプ場等の利用料金を変更する場合があります」とありますが、どのような場合を想定しているのでしょうか。市による料金変更、特に上限額の引下げにより利用料金収入が当初の収支計画を下回った場合、その差額はどのように取り扱われるのでしょうか。 また、収支計画を上回る利用料金収入については市への納入が生じる場合があるとの記載がありますが、市による料金変更に伴う収支差異についても同様の考え方となるのでしょうか。	現在の上限額の引き下げの可能性について、現時点で、当市としてその想定はありませんが、上限額は、条例規定事項であり、市議会による決定となります。なお、提案により、現行の上限額以内で利用料金を引き下げることは妨げません。
1 3	資料2（業務仕様書）4P 5-1-（8）	宿直業務は、【夜勤】に該当しますでしょうか？それとも【宿直】となりますでしょうか？	宿直業務という名称ですが、宿直・夜勤どちらかに限定するものではありません。
1 4	資料2（業務仕様書）5P 5-1（11）	冬季の積雪時における除雪作業は、指定管理者の「閉鎖期間中の施設巡回及び保守管理」、あるいは「施設の管理」の一環として、指定管理者が実施する業務となるのでしょうか。実施する場合、除雪を行うべき範囲と、その費用負担（指定管理料に含まれるのか、別途費用計上が可能か等）についてご教示ください。	施設巡回等のために車両をご使用いただくこと自体に異存はございません。 施設の管理に必要な除雪は、指定管理者の業務範囲とします。ただし、冬期間の利用者は少ないと見込まれますので、除雪作業等の範囲及び必要の有無を含め指定管理者の判断に委ねます。費用につきましては、指定管理経費に含みます。
1 5	資料2（業務仕様書）6P 5-2（3）-①	各便所について、便器の基数、和式・洋式など、設備の詳細をご教示ください。	仕様書に示す便所の詳細は以下のとおりです。 （１）キャンプ場 管理棟内 男女共用（１F） ・大：１（洋式） ・ベビーシート 男性用（２F） ・小：５・大：３（洋式） 女性用（２F） ・大：６（洋式） （２）キャンプ場 つどい棟内 男性用（２F） ・小：５・大：３（洋式） 女性用（２F） ・大：４（洋式） （３）キャンプ場内（屋外） 男性用 ・小：３・大：３（洋式）

			女性用 ・大：6（洋式） （4）わんぱくの森内（屋外） 男性用 ・小：2・大：1（洋式） 女性用 ・大：1（洋式）・大：1（和式） （5）四季の森内 第2展望塔（屋外） 男性用 ・小：1・大：1（洋式） 男女共用 ・大：1（洋式） ・しびん洗浄水栓：1 （6）躍動の森内 第1展望塔（屋外） 男性用 ・小：2・大：1（洋式） 女性用 ・大：1（洋式）・大：1（和式） （7）はまなす園内（屋外） 男性用 ・小：2・大：1（洋式） 女性用 ・大：1（洋式）・大：1（和式）
1 6	資料2（業務仕様書）6P 5-2 （4）	除草対象となるキャンプ場内、遊歩道・管理車道周辺、展望塔広場、わんぱくの森、植栽エリア等について、エリアごとの概算面積をご教示ください。なお、遊歩道・管理車道周辺等については約29,000㎡との記載がありますが、内訳も併せてご教示ください。	除草対象となる区域の概算面積は、以下のとおりです。 「わんぱくの森」 植栽エリア 約39,000㎡ 除草・清掃エリア（運動広場） 約8,000㎡ 「さえずりの森」 植栽エリア 約29,000㎡ 除草・清掃エリア（野鳥観察小屋付近）約700㎡ 「四季の森」 植栽エリア 約27,000㎡ 除草・清掃エリア（第2展望台付近）約1,200㎡ 「キャンプ場」 除草・清掃エリア 約30,000㎡ 「躍動の森」 植栽エリア 約18,000㎡ 除草・清掃エリア（第1展望台付近）約2,000㎡ 「遊歩道周辺」 全体 約5,500㎡ 「管理車道周辺」

			全体 約11,600㎡
1 7	資料2（業務仕様書）7P 5-3	森林保全活動等の業務において、環境保全・森林保全に関する専門的知識・技能、実務経験、資格者の配置は想定されていますか。	資格等について、特に定めたものではありませんが、当市として、海岸林であるクロマツやそのほかの樹木の保全について、前向きな活動内容を期待するとともに、その提案が実現できるような人材が揃っているかという点を、注視します。
1 8	資料2（業務仕様書）8P 5-4-（4）-②	機械警備の警備業者をご教示願います。	現指定管理者は、セコム上信越（株）豊栄営業所と再委託を締結しています。
1 9	資料2（業務仕様書）9P 5-（5）-④	自主事業収入において、予定した利益を超えた場合に、その一部を施設の修繕費等に充当することとありますが、何%を想定しておりますでしょうか？	現在、具体的な金額、割合などは想定しておりません。
2 0	資料2（業務仕様書）11P 11	指定管理業務の実施に必要な設備・物品の確認のため、現時点での備品一覧をご教示願います。	現時点での備品一覧を、メールで提供します。 ・送信先 現地説明会参加団体の「担当者」 ・件名 海辺の森備品一覧
2 1	資料2（業務仕様書）別紙2 公の施設目標管理型評価書 「業務」の項目	「主任管理人1人、管理人2人、宿直1人（3・4人の確保）」という記述について、この人数はキャンプ場供用期間中における確保すべき採用人数を指すのでしょうか。常勤者数の指定はあるのでしょうか。また、供用期間外においては、同様の「主任管理人」や「管理人」の配置は必要でしょうか。	本指標は、キャンプ場供用期間（臨時開場時も含む。以下同じ。）において、配置すべきキャンプ場運営スタッフ（1日あたり）の人数です。常勤者の指定はありません。運営にあたりましては、あくまでも業務仕様書で規定している内容の遵守をお願いします。
2 2	様式7	【事業計画書・収支計画書 概要版】のページ数に制限はありますか？	制限枚数はありませんが、A4版で簡潔に作成願います。